

第十五回国会 農林委員会 議 録 第十号

昭和二十七年十二月十七日(水曜日)

午前十時四十五分開議

出席委員

委員長 坂田 英一君

理事 野原 正勝君 理事 平川 篤雄君

理事 井上 良二君 理事 足鹿 寛君

青木 正君 秋山 利恭君

大島 秀一君 高見 三郎君

中馬 辰猪君 金子與重郎君

川俣 清音君 中澤 茂一君

芳賀 貢君 中村 英男君

出席政府委員

農林事務官 農林經濟局長 小倉 武一君

委員外の出席者

農林事務官 農林經濟局長 林田悠紀夫君

農林中央金庫理事 江沢 省三君

農林中央金庫理事 更級 学君

農林中央金庫理事 難波 理平君

農林中央金庫理事 岩隈 博君

農林中央金庫理事 藤井 信君

十二月十七日

委員池田清君辞任につき、その補欠として中馬辰猪君が議長の指名で委員に選任された。

十二月十六日

農林省統計調査部の昇格等に関する請願(坂本泰良君紹介)(第一〇四四号)

同(木下郁君紹介)(第一〇四五号)

同(松前重義君紹介)(第一〇四六号)

同(赤路友藏君紹介)(第一〇四七号)

同(成田知巳君紹介)(第一〇四八号)

大井川流域干拓に関する請願(戸塚九一郎君紹介)(第一〇八五号)

治山事業の予算増額に関する請願(藤尾弘吉君紹介)(第一〇八九号)

西日杵郡を急傾斜地帯に編入の請願(川野芳満君紹介)(第一〇九〇号)

国有林野所在町村に対する交付金増額の請願(川野芳満君紹介)(第一〇九一号)

入院患者用配給米増配に関する請願(山口丈太郎君紹介)(第一一四七号)

農村の電柱敷地補償に関する請願(山田長司君外三名紹介)(第一一五三三号)

同(中澤茂一君外五名紹介)(第一一五四号)

の審査を本委員会に付託された。

同日

早場米供出期限延期に関する陳情書(農業委員会茨城県協議会会長大内竹之助)(第八五八号)

本年度産米の消費者価格の現行据置に関する陳情書(堺市議会議長山崎卯三郎)(第八五九号)

二十七年産米の供出割当減額補正の陳情書(農業委員会茨城県協議会会長大内竹之助)(第八六〇号)

食糧自給促進法の立法化実現に関する陳情書(佐賀県議會議長田中虎登)(第八六一号)

農地改良等促進に関する陳情書(三

重県土地改良員會議理事長広田俊一外二名)(第八六二号)

西津輕土地改良事業に関する陳情書(西津輕郡土地改良区理事長山内佐四郎)(第八六三三三三)

積雪寒冷地帯農業振興に関する陳情書(全国農業委員会協議会理事山内謙)(第八六四号)

急傾斜地帯農業振興臨時措置法による補助率に関する陳情書(高知県町村会長森田茂亀)(第八六五号)

農業災害補償制度に関する陳情書(秋田県農業共済組合連合会会長武田謙三外十名)(第八六六号)

果樹及び茶園芸に対する災害共済制度設定の陳情書(高知県町村会長森田茂亀)(第八六七号)

国有林野所在町村に対する交付金に関する陳情書(宮崎県町村議會議長会長井口秀夫)(第八六八号)

木炭県管検査の強化に関する陳情書(外十件)(群馬県林産販売農業協同組合連合会会長剣持四郎外二十六名)(第八六九号)

ドッグレース法制定に関する陳情書(東京都知事安井誠一郎外五名)(第八七〇号)

かんきつ類に対する災害共済制度適用の陳情書(愛媛県町村会長兵頭伝兵衛)(第八七一号)

を本委員会に送付された。

本日の會議に付した事件

農林漁業金融公庫法案(野原正勝君外五十六名提出、衆法第一一七号)

○青木委員長代理 これより農林委員会を開会いたします。

委員長が委員長會議に出席中でありますので、しばらく私がかわつて委員長の職務を行います。

まず農林漁業金融公庫法案を議題といたし、前会に引続き審査を進めます。本案に關し質疑または意見のある方は発言を許します。通告順によりまして井上良二君。

○井上委員 こんなどきな問題があるのに、次官が見えておられないのですか、どうしたのですか。

○青木委員長代理 次官はただいま連絡しておりますが、提案者がありますので、提案者に対する御質問等がございましたら、御質問願います。

○井上委員 それではこまかい点から伺いますが、まず第一に伺いたいのは、現在政府は特別會計によつてこの金を扱つておりますが、新しく金融公庫をつくるという。しかし問題は、上層機關であるこの公庫の總裁、理事、監事、こういうものを一つ一つの公庫が中央にできて、そうして實際の仕事は農林中金に委託してやらすということになっている。現在も農林中金に委託してやらしていると思ひますが、ことさらに独立機關として設けなければならぬ理由というのは、今後融資します金額が非常に大きくなつて、取扱件数がふえる、そういうところでどうも特別會計でやつても實際上仕事が行きまづ、こういう考え方のようでございますが、この点に關して事務當局としましては、現在特別會計でやつた場合にどういふ点で大きな支障があり、またどういふ新しい一つの中央機關を別につくることによつてどれだけ事務的に能率的に運営できるか。要はこれを借り受けます農民及び関係団体、こういうことにすることによつてさらに能率的に事務が処理され、かつまたそれだけ早く金を借りられる。またいろいろな事務もきわめて迅速に行く、こういう何か特別な目立つた効果が、これによつてどう現われるかという点を明確にしたいと思ひます。

○小倉政府委員 特別會計で処理いたしますことが不都合な点はどういふ点であるか、またそれに対して公庫にするによりましてどの程度の事務の簡素化あるいは能率化が期待できるかという御趣旨の御質問でございますが、最初の、現在の特別會計で、あの悪い点について申し上げますと、御承知の通り特別會計によりまして資金のポリュームが、当初特別會計として発足した當時に比しますと、相当の金額に増加して参つておるのであります。従ひまして、特別會計をもちまして現在二十四名の定員でもつて処理するということとは、なか／＼困難になつて参つたのであります。しからば人員を増加するということも考えられますけれども、何しろ資金量も多いし、それから事務の性質上相当長期にわたる仕事でございますので、現在の役所の組織をもつては、なか／＼そういう

う仕事に歩調を合せることがむずかしいのではないかと。要するに責任の所在が不明になるというおそれがある。それが一つでございませう。それからもう一つは、役所がやるということになりませう。これは大した理由にはならぬかと思ひますが、実情を見ると必ずしも毎りがたい点は、多くは補助事業と並行してこの融資が行われておるといふ実情があるわけですから。従つて補助金を出すところが同時に融資をするという点では、融資と補助というところが若干混雑を来しはしないか、こういうことをおそれておるのであります。それは資金量が大きくなるに従つて、その点の危惧が、危惧として放置することには許されないのではないかと、かように考えるのであります。それから役所の財政ないし会計の法規に關するところでございますが、御承知の通り金の出し入れについては、形式的に非常に手続が厳重になつておりますので、金融といつたような弾力的な、機動的な措置をするという事項につきましても必ずしも適當でない。たとえば債権を回収するといふような場合におきまして、財政法等の制約がございまして、適宜な措置が講じ得ないということがおそれられるのであります。そこで、特別会計でやるのはどうも、あつて悪い。それから公庫といふことになるかといふと、必ずしもそれはなりませう。たとえば特定の金融機関に貸付から管理、回収まで全面的に委託するといふことも一應考えられると思ひます。しかし、その点についてもやはり若干不都合な点があるのではないかと、かように思ふのであります。と申しますのは、第一点は、何と申し

ましてもこれは農林漁業の生産力の維持向上という点にございませうので、農林行政と不可分の關係がありませう。従ひまして全面的に民間機関に委託してしまふといふことについては、これはやはりその間の關係があまりに薄くなるというところで、あつて悪いのであります。それから現在の受託の關係におきましては、受託機関が二割の保証責任を持つておるのであります。二割の保証責任でもつて貸付の決定までを受託するといふことになりませう。八割は国が責任を持つておるといふことになりませう。そこには貸付が若干ルーズになりはしないか、こういうおそれがやはりあると思ひます。それからまた現在委託しておりますのは農林中央金庫、それから地方銀行五十四でございませう。このたくさんな銀行——大部分はもろろん中金でございませうが、たくさんな銀行に貸付の決定をまかすことになりませうと、あらかじめ資金のわくを各行々々にきめなければならぬ。そういうことは現状では事実上なか／＼むづかしい。それならば一つの銀行あるいは中央金庫といつたものに集中するかと申しませう。これまでも委託しておつたところをやめなければならぬ。そうなりませうと、これはその銀行にとりましていわば信用の問題にもかかわる、かようなことになりませう。やはり問題がむづかしくなりはしないか。かような両面からいたしまして、現在の特別会計では、あつて悪い。またある特定の金融機関に全面的に委託するといふのも、あつて悪いといふことになりませう。政府の機關であり、しかも政府とは独立の公庫といつた組織が最も望ましいのではない

か、かような結論を得たのだと思ひます。それからこの公庫によりまして、どの程度従来特別会計がやつておりました事項が改善されるかと申しませう。これは公庫のあり方に非常に関連があると思ひます。今回提案になつております公庫法案を拝見いたしますと、この公庫がどの程度の仕事をするかといふことについては、法案自体には現れていないのでありまして、従つて公庫の運営の方針といふことに關連するところのありませうが、役所の方で考へておられますのは、もしこの法案が成立した場合に、運用の方針とすべきものを考へてみまするに、第一は、公庫が本店から支店と申しませうか、主たる事務所から従たる事務所まで全国的に整備いたしまして、全面的にいわば金融機関らしくみずから仕事をやつて行くといふことが一つ考へられませう。もう一つは、ちやうど特別会計が現在やつております仕事のやうなものを主として担当して、他はやはり従来通り農林中金その他の銀行に委託するといつたやうなやり方が考へられると思ふのであります。そのどちらをとるかといふことについては、私もよく系統金融組織あるいは組合金融といつたやうなものに及ぼす影響もございませうし、また全面的に公庫が仕事をすることといふことになつて参りますと、物的なあるいは人的な施設の相當のものを必要とするといふことでもございませう。これは一挙にしてはできがたいといふ実情もございませう。少くとも末端の業務と申しませうか、実際の事務の審査とか、あるいは債権の回収とかいふたやうなことで、従ひまして、現在特別会計が中金等にお願ひしております

事項は、公庫が今後は特別会計にかわつて中金にお願ひをする、あるいは銀行にお願ひをするといつた方がよくはないか、かように考へております。そういう方針に基いてどの程度事務が改善されるかといふことを考へてみますと、末端業務は従つてこれはほぼ現状通りといふことに相なるかと思ふのであります。異なるのは農林省と中金、あるいは農林省の中におきまして各局との關係が異なつて来るという点が大きな点ではないか、かように思ふのであります。また公庫になりまして、大蔵省との關係もございませうが、農林省と大蔵省との關係といふことであります。そこで公庫になりまして、今申しましたやうな方針で運用する場合に改善されます点は、従来貸付の決定が大蔵省と農林省にあつたわけでありませうが、その点が今度は公庫に一本化される。また農林省内におきましては、各局とのい／＼な相談といつたやうなことがあつたわけでありませうが、そういう点が不要になる。従ひまして東京と申しませうか、中央官庁及び中金との關係、こういう点は、これはまつたく實質上も形式上も一元化される、かように考へております。従ひまして、その点につきましても、従来仕事のしづりが相當効率化される、あるいは迅速化されると期待してよいのではないかと、かように考へておる次第であります。

○井上委員 そうすると中央機關としての公庫の本店をお持ちになつて、各都道府県には支店または支所を持ちませうか。またそうなりませうと、この公庫の予定しております職員は全部でどのくらいになりますか。

○小倉政府委員 支店、出張所といふやうなもの、あるいは従たる事務所といふやうなものは、おそらく全国的に設置するといふことは、先ほど申しました趣旨によりましてならば必要はない、またすべきではないといふふうに考へております。本店と申しませうか、主たる事務所に限られると思ひます。その人員は今のところ考へておりますのは、百二十人程度であります。

○井上委員 そうすると大体本店と申しますか、中央機關だけを設けて、都道府県末端は中金に仕事を委託してやつてもらふ、こういうことらしい。そうなりませうと特別に現在やつております貸付業務の効率化といひますか、あるいはサービス化といふものが見られるかどうか。この法案をきめることによつて、ただ長期資金と短期資金の扱い方が性質上異なるから、ひとつ頭だけ別にしておこう、しかし末端は同一の金融機関において扱わさう、こういうことになつておられますので、そうなりませうと現在やつております貸付業務なり、サービスといふものが、この法律によつて別に新しく改善される。借り受ける農民及びその団体が、この法案ができたからといふことで、特別に利便を受けるといふことは、めだつてはないと考へますが、そう考へてさしつかへありませんか。

○小倉政府委員 貸付を受ける側から見ましてどういふ点に利点があるかといふことでございませうが、第一といつたしましては、先ほど申し上げましたやうに、中金、農林省、大蔵省といつたやうな關係が非常に簡素化される。そ

の結果それが直接に利点になるという  
ことは間違いないと思ひますし、その  
結果たゞば農林省と府県との関係と  
いつたようなこともある程度簡素化さ  
れる。農林省が府県に對して、貸  
付、融資について特別の具体的な指示  
をするとか、あるいは府県から農林省  
に對して具体的な案件につきまして  
いろいろの意見なりあるいは希望を申し  
出るというたようなこともおのずから  
あまり必要がなくなる。融資は公庫一  
本になることによつて事務が簡素化さ  
れると思ひます。

それから貸付資金の管理の面でござ  
います、この点も先ほど申し述べま  
したように、財政法並びに會計法とい  
つたようなもののそのまゝの適用が排  
除されます結果、債權の管理面におい  
ても若干の弾力性が期待できる、かよ  
うに考へておるのであります。なおま  
た特別會計は、これは役所そのもので  
ございまして、公庫となりますれば、  
その点につきましても、若干の團圓氣と  
申しますか、気分も異なり、農林漁業者  
ないしその団体の利便ないしサービス  
といった面も相當強く強調されて行き  
得るのではないかと、かように考へてお  
るのであります。

○井上委員 末端でも支所または支店  
等がございまして、一本の命令のもとに  
業務監督なりまたいろいろの運営が行  
われるということになるならば、今お  
話のような点も了解は行くと思ひます  
けれども、何分自分の命令系統にない  
他の金融機關の人をお願ひをして事務  
をとつてもらうということになります  
から、またその委託を受けた農林中金  
にいたしまして、やはり貸付その他  
においてそれだけの責任をもつて処理

をしなければならぬ關係があつて、そう  
簡単に扱へないことにならうと考へま  
す。そういう点で私はこれは行く／＼  
はやはり末端の方まで一本化された  
金融組織として發展して行くべきでな  
いかという考へ方を持つておりませ  
うが、また當然そうなつて行くじやない  
か。これは借ります方の農民側の要求  
が非常に強くなつて、末端で扱つてお  
ります場合に、たとへばその支所なり  
支店なりへ参りますと、ものすごい分  
量の仕事をしております、なか／＼  
事務が簡単にはかどらぬ。そこでしよ  
うがないから中央の本店へやつて来  
て、実は中金へお願ひをしてこうい  
う書類を出しておりますけれども、なか  
／＼簡単に審査その他が進まない、こ  
ういうことを本店へ申し込んで来る。  
そうすると、本店の方はやはり自分の  
責任に關することですから、その陳  
情、要求に對して何とか処置をしなけ  
ればならぬ。そこに自分の使用人で  
ない他の金融機關の者に對して、一応  
はい／＼事務的處理に對しての話し合  
いをされると思ひますけれども、まあ  
これはよそから委託された業務であ  
り、これは本来の任務の金融業務であ  
る、こういう考へ方が自然發生的に起  
らないというところは言えないと思ひ  
ます。そういう点から、これはやはり末  
端までの一貫した組織を持つべきでな  
いかという点になつて行くでないかと  
私は考へます。そういう点がここに  
一つの大きな問題になるでないかと考  
えております。これらの点は十分検討  
せなければならぬが、この際ちよ  
つと伺つておきたいのは、この二百億  
余りの資金を年間に取扱ふことの委託  
を受ける農林中金の方では、このこと

によつてどれだけの所要人員を必要と  
し、また現在予定しておる所要人員で  
事務を處理するとして、申込みから金  
を貸してやるまでの間の審査期間は、  
一休平均的にどれだけの経過をしており  
ますか、これを伺つておきたいと思ひ  
ます。

○江沢説明員 井上さんの御質問で  
ございまして、昨年この制度がしかれま  
してから、私どもの方としても、でき  
るだけ現在の人員でこれをやつて行く  
という建前で努力しております。これ  
がもし分離された場合にどのくらい  
人間がいるかというところは、的確に申  
し上げるのははなはだ困難だと存するの  
であります。昨年はこの關係の仕事  
のために職員が非常なオーバー・ワー  
クになりました、各事務所において毎  
日十時、十一時まで仕事をすると  
いうことで、病人が非常にふえたわ  
けであります。これではいかぬとい  
うことでございまして、昨年は中途にお  
いて五十名ばかり採用をいたしました  
。今年はさらにそれを見込みまし  
て、普通の必要人員以上に相當新規卒  
業者を採用することを予定してござ  
います。そういうようなことで、私ども  
の方の仕事とあわせて行つております  
係上、この仕事の關係でどの程度の人  
員が必要であるかというところは、私ど  
もは責任をもつて申し上げられないと  
存じます。それから貸付の申込みがあ  
りましてから貸付決定までのくらくら  
いかかるかということもございまして、こ  
れも案件によりまして種々雑多でござ  
います。非常に審査に手間をとります  
もの、そうでないもの、いろいろござ  
います。私どもの現実の数字で申し  
上げますと、早いのは大体二十日ぐら

いで處理できるようなことになつてお  
ります。なおもし御必要でございま  
したならば、私どもの事務の方でよく調  
査いたしまして、書面で報告申し上げ  
てもさしつかえないと思ひます。

○井上委員 妙なことを聞くようす  
けれども、この政府資金の委託を受け  
まして貸付業務を行う、この場合の委  
託手数料といふものは、それは年間ど  
のくらいを中金はもらつていますか。  
○江沢説明員 これは農林省の方から  
あるいはお答えすべきこともかもしれ  
ませんが、私どもの方でちよ／＼だいた  
いお事務手数料は、これも金額により  
ましていろいろになつております。最  
近一千万円未満は三分、それから金額  
が上るに従ひまして率が減りまして、  
一等少いところでは三厘七毫五絲、今  
申し上げましたのは初年度の利率であ  
ります。次年度からは一千万円未満は  
年に二分五厘、最低のところでは、一  
億円以上でございまして、これが年三  
厘一毫二絲、こういうわけでありま  
す。

○井上委員 相當いい手数料ですね。  
今お話を承つておりますと、今度五十  
人ほど増員をされて、できるだけ能率  
的に處理するということにされておる  
ようですが、問題は金の金を借りるま  
での——これは短期資金でも、長期資  
金でもそうですが、この前にもこの委  
員会で私申し上げたことがあると思ひ  
ますが、政府資金の借入れにあたつて  
やつております現在の手續を見ており  
ますと、対人信用は第二にして、書類  
信用——これ／＼書類を出して来い  
ということ、ここに百万円なら百万  
円、二百万円なら二百万円の金を借  
うとすると、少くとも五、六十ペー

に四散する／＼の書類を集めて来な  
ければ、金を借れる段取りができない  
ということ、で、嚴重をきわめておるの  
です。ところがこれは農民側にとりま  
してはたいへんな仕事でありまして、  
なか／＼簡単に借れない。またその書  
類を審査する方におきましても、これ  
だけの書類を提出せまされた以上は、  
その審査にまたたいへんな時間と手数  
がかかろうと思ひます。そういうこと  
からして、もう少し対人信用というも  
のを中心に扱われたらどうかというこ  
とを、たび／＼私は申し上げたことが  
あります。たゞ／＼私に申し上げたこと  
が、その村で一体どういふふうに関  
施設なり、共同事業なりが計画され、  
運営され、その責任はだれが負つてお  
り、その人は一体どういふ資産状態な  
り、また取引上その他の信用があるか  
というところはすぐわかるのです。そ  
ういうことから組合なり個人なりに対  
する信用が私は一番中心でなければ  
ならぬと思ひます。ところが日本の金  
を貸して、特に中金その他の内容を見  
ていると、それは第二になつておると  
思ふ。この証拠書類、この証拠書類と  
いうような証拠書類ばかりぎやうさん  
集められて、その書類審査によつて金  
を貸している。従つて借りた方は、そ  
の書類によつてパスさすすれば、あと  
はその金がどういふぐあいに使われて  
おつて、どういふぐあいにそれが運営  
されて、それがどういふぐあになつ  
たら返されるかという事後の監査はほ  
んどとどされてない。だからいろいろ  
／＼書類審査によつてやりますけれど  
も、どこかにミスがあつて、焦げつき  
を生ずるというものが、日本の金融の大

きな欠陥ではないかと私は考えておるのではありません。これについてどうお考えでありますか。

○江沢説明員 今の井上さんのお話にお答えいたします。最初のお話は、手数料がたいへん高いのではないかと、お話ですが、これは厳格な原価計算によつて、農林省、大蔵省その他よく御協議の上きめていただきましたもので、本所、支所を通じて、ふやしましたのは六、七十名でございますが、実際はほかの方からさきまして、直接これに携わつてゐる人員は百八十名ぐらゐ、間接的の人員を入れますと、五百名ぐらゐに上る人員が、これらのために動いておられます。決して不当な手数料というものではありません。これによつてできるだけ農山漁村の方にいい、長い金が低利で入れば、私どもの方はむしろマイナスになつてもさしつかえないという気持ちで仕事をしておりますので、この点は御了承をいただきたいと思ひます。

それからもう一つは、書類が多い、人的信用というものをもう少し考えろというお話でございます。これはまたそこにごもつともなことでございまして、この資金は十五年、二十年という長期にわたるものが大部分でございまして、こういうような長い金を、いやしくも政府の金でございまして、できただけ間違ひのないように、慎重な態度をとらざるを得ぬのでございまして、市中の金融機関にいたしまして、長期の金を出す場合には十分審査し、はなはだしいのは半年、一年というものが普通でございまして。市中の金融でまかない得ますのは、二年とか三年とか、この長期の十五年、二十年というものは、非常に恐縮ですが、ひとつ簡潔に御質問を願ひます。

に比べれば言うに足らない短かい期間の金融をいたします場合にも、この程度の時間をかけて十分に審査をいたしております。これはある程度やむを得ないことと御了承をいただきたい。そしてそのために設備関係の資金の運用が遅れておるといふことであるならば、私どもは大いに考へて、もつと迅速にやらなければならぬと思ひます。あります。数字は、差上げてございまして、初年度における百二十億、これは全部決定して貸出しをしてあります。それから今年度におきましては二百億、これも最近までの数字では百五十億程度決定しております。比較的無理をいたしまして、私どもの方ではこういうようなことをやつております。私どもは正確と迅速の調和という点が最も大事であると思つておりますので、この辺は御了承をいただきたいと思ひます。

それから最後に、事後の監査がよろしきを得ないというのを申されまして、これは私も最も大事な点だと思ひます。日本の全般の金融にとりまして、貸し出すときには非常に厳重であるが、しかし貸したあとはもう知らぬというやうなことがきわめて多いのでありまして、今の井上さんのお話は、金融全般を通じて深く考へ、またその御趣旨に沿うように私どももやらなければならぬと存じておる次第でございまして。

○青木委員長代理 井上君にちよつと申し上げまされども、本日午後一時から大蔵委員会との連合審査会がありまして、それに臨む前にぜひ質問をしたいという方が二名ほどございまして、非常な恐縮ですが、ひとつ簡潔に御質問を願ひます。

○井上委員 委員長の御発言でございまして、この委員会でも十分審査した上で連合審査に臨む態度をきめるべきでありまして、この委員会がまだ審査を済ませないうちに、午後一時から連合審査をやるからもういいかげんに質疑をしておけなんてそれはいけません。

○青木委員長代理 一応午後一時に予定しておりますから、なるべくそれに間に合うようにひとつお願いいたします。

○井上委員 次に伺ひたいのは、農林漁業資金の貸付先であります。御存じのやうにこの資金は、わが国農業生産の向上に絶対必要な資金として各方面からの要求が非常に多いのであります。第一に本年から来年へかけて、政府の予定しているものを相当上まわる要求額が出ておるだらうと思ひます。そこでこの貸付先に対しては相当厳重な査定が行われて、適正な貸付をされておると考えますが、ここに「貸付決定状況」という資料をいただいておりますが、この中に「共同利用施設」の「その他」の欄で百三十七件というのがございまして、この「その他」というのは、特に目立つ共同施設としてどういうものがありますか。この点を一応伺ひたいと思ひます。

○小倉政府委員 この「その他」とありますのは、たとえば申しますれば農産物の加工処理、水産物の加工処理、あるいは農村工業といったやうなものなものがその中に入つておるのであります。

○井上委員 製糖会社に貸してあります。か。

○小倉政府委員 製糖会社は入つておりません。

○井上委員 この貸付の要綱の中に、イからチまで貸付の項目が書いてありますが、漁業共同施設の中に水産加工というものは入るのでございまして、これはどうなんですか。

○小倉政府委員 水産物の処理につきましては、協同組合が共同で加工するといふものは入るわけでありまして。

○井上委員 次に、この金融制度に關連して一つ伺つておきたいのは、協同組合の信連が各県とも非常に焦げつきを終戦以來かかえておられて、この金融処置を何とかせないと、単協においてはまさに危機一歩手前にある状態が至るところに伝えられております。信連において全体でたしか百三十億ぐらゐないやないかと思ひますが、これが借りかえあるいは金融措置を執拗に要求されておられますので、これに対して政府としてどう処置をお考えになつておりますか。この際伺つておきたい。

○小倉政府委員 ただいま御指摘の信連の固定化債権と申しますか、不稼働資金と申しますか、百三十億に上つておるといふお話でございますが、その程度のものであればはいしなかと私どもも存じております。そのために信連の経営全体につきまして円滑な資金の融通を欠くというおそれもありません。で、対策はいかんとお伺ひいたしますが、その点につきましては、もちろんいろいろ考慮しなければならぬ問題があると思ひますが、やはり問題の根本は、事業をやつておられます

協同組合が健全に運営されて行く、仕事に順調に乗つて行くということが基礎であると思つて行くとあります。その点になりますと、現在協同組合の再建整備法によりまして、せつかく昨年度から再建整備をいたしておりますので、その面とも考慮しまして問題を考えなくてはならぬではないか、かように存じておるのであります。ただいま具体的にどうするといふ案は持ち合せておりませんが、さうな点につきまして、信連の方から何らかの措置があるいは必要ではないかといふことにつきましては、井上委員の御指摘のやうに私どもも考へておる次第であります。

○井上委員 これはぜひ早急に政府としても実情を調査されまして、今お話のやうに、農協の再建整備の線に沿つて対策を考慮願ひたい。

最後に一点伺つておきたいのは、この金融公庫の設立に伴つて、いよく農林金融というものの線が明確にされて参ります。問題はさういふ一つの組織を確立するとともに、一つは資金をできるだけ豊富に持つといふことが必要でありますので、これに対する政府として、たとえば本年は二百億でありまして、来年はこの資金をこれ／＼にふやす、また再来年はこうするといふことで、短期資金とともに長期資金に對しましても御考慮願ひたい。他の鉱工業あるいは商工業等の資金の状況と農林業の資金の状況を見ていると、まったく農林業は今まで問題にされていなかったものであります。これは政府みずからもその説明で一点申し述べておりますやうに、土地が開放されまして、経営が零細化されて、ただ農地が

自分のものになったという名目上の土地所有者であつて、土地の生産力を高め、全体の農業生産力を国際的水準まで引上げて行くという資本的投資をするだけの蓄積を農家は持ち得ない現状にあります。蓄積はますます減る状況にはなりまして、蓄積がふえて行くという状況にはなり得ないのであります。そこを以て農漁業に対する国家の財政的支出を積極的に推し進めなければならぬという基本的な条件が横たわつておるのであります。何としても今後政府が一方で計画しており、食糧自給の促進に伴つて、農林金融に対して積極的な手を打つて行かなければならぬと考へておるようなわけでありますので、政府といたしましては現在の資金要求額から勘案しまして、二十八年度に対する所要資金あるいは二十九年度に対する所要資金というものを對して、どういふ計画をお持ちでございませうか、この点伺つておきたいと思ひます。

○小倉政府委員 長期資金に對しての將來の計画でございませうが、これは最も大きなものは土地改良、その他食糧増産に伴うものでございませうので、それにつきましても、御承知のような農林省としての計画がございませうので、大體の裏打ちができるという限度を目標として計画を立てておるのであります。來年度予算につきましても、もちろん全体の關係もございませうので、決定はまだいたしておりませうけれども、農林省として一応當局の方に要請いたしておる分は、四百八億の資金額を要求しておるのであります。二十九年度につきましても、具体的な金額はまだ決定しておりませんが、今

申しましたような趣旨で、食糧の増産計画といふものにつきましても、大體資金のめどもあるものでございませうので、それに應じて考慮して行きたいと考えております。

○青木委員 足鹿君。○足鹿委員 井上さんの質問と重複する点はあるだけ避けて、私は簡単に五つないし六つの点について伺ひをいたしたいと思ひます。

まず政府に伺ひたいのであります。このたびの公庫の設立ということ、農林金融制度の上に画期的な意味を持つと思ふのであります。しかし必ずしも完全とは考へませんが、この際、系統農林金融についての、特に機構の問題について根本的に検討する必要があるでございませうか。その点について、政府の御所見はどうかでありますか。

これは大臣なり、政務次官がおいでになつたときがよいと思ひますが、もし伺へたら事務局としての所見も伺つておきたい。特にこのたびの法案がもたらした長期のものが、中短期のものとして来ると思ふのですが、そのことは政府の方針として、中短期のものと長期のものを明確に区分して、専門分野を確立して行くという考へ方でおやりになつておるかどうか、その点を最初にお伺ひしたい。

○小倉政府委員 農林金融全体の機構につきましても何らかの改善と申しますが、考へておるかという点でございませうが、これはいろいろ制度上の問題について議論のあることもあれ、承知しております。また中には傾聴すべき議論もあると思ひます。またこれはひとりで農林金融だけに限りませう、金

融機構全体の問題も相連して参りますので、われ／＼として事務的には少し研究をいたしております。しかしこの農林漁業金融の中核と申しますか、この中核を占めます組合金融につきましても単協、信連、中金といったような、すでに長い間の歴史によつてでき上つておりますので、ただ金融といつた面からのみこれを早急にとかくくするといふことはなか／＼むずかしい事情があるのではないかと考へております。従ひましてこの公庫との關連におきまして、組合系統金融について根本的な改革をする、さうなことは考へておりません。これはもう少し先の問題として取上げらるべきものでないかと考へておるのであります。

それから長期金融と中短期金融とが、公庫といつたようなもので將來面然と區別されるかといつたような点でございませうが、この公庫あるいは特別會計が對象としておりますのは、長期はもちろんでございませうが、しかもこれは政府資金でなければならぬような事業、すなわち實質的にいへば収益性の少い、しかも公共的な事業といふふうに考へておりますので、単に長期金融機関といふふうにはよくは理解できないのではないかと考へております。従ひまして組合金融といふことでもまかない得る範圍の長期金融は、やはり系統金融機関にお願ひしなければならぬのではないかと考へております。その点につきましても、農林中金が農林債券等の発行を通じて、若干の長期資金について資金の供給をするという役目を、今後とも果たしていただくことが必要ではないか、かように考へておる次第であります。

○足鹿委員 必ずしも中短期と長期は截然と區別するのではないという御説明のようであります。そういったと一番問題になるのは、結局現在の系統金融の場合を見たときに、単協、信連、中金という大體三段階になつております。そこへ持つて来てこの公庫ができるということになりますと、公庫自体は支所、出張所を持たないという先刻の御答弁でありますから、中金の支所あるいは市中銀行といふものが、預託を受けて業務を行うということになる。今一番私どもが問題にいたしておりますのは、現在の特別會計のときにおいて行われておる状態といふものが、必ずしも農村の實情に沿つておらないのみならず、それによつて非常な適期の貸出しということが困難があると同時に、またコストが高くなつておることだけはいなめないと思ふ。これについて政府はいかように考へておるのでしょうか。この農林漁業金融公庫をかりにつくつたとしても、特別會計が農林漁業金融公庫法といふものに肩がわりをして別な組織になる。一応そこにはある程度現状を改善するに役立つ点はあるとしまして、本筋においてはやはりさういふ点で悩みがある。たとへば信連を強化して二段階制にして行くといふような考へ方も出て参ります。そのことの可否は別として、とにかくにも簡単に迅速にやらなければならぬといふことではあります。その点についての具体的な御所見を伺ひたい。私はその点が一番問題になると思ふのです。かりに中金の支所へ出るまでに、信連ですす一つの段階を経る、中金の支所でもまた審査を受ける、しかしそれはあくまでも最後決定ではな

い。支所をパスしたものは中金では尊重されて、それがくずれるというようなことはほとんどないと思ひますが、もしさういふ事例があつたならば、江沢さんにお伺ひしたいのであります。置かなければならぬ貸付の簡素化により迅速を期するということに欠ける点があると思ひますが、いかがでありますでしょうか、お伺ひ申し上げたい。

○小倉政府委員 お尋ねの趣旨が公庫の、あるいは特別會計の融資の問題に關連をいたしておると思ふのであります。御指摘の通りに中金あるいは支所、出張所、あるいは信連といつたようなものがいろいろ關連して、貸付の決定まで非常に遅れはしないかといふことでございませうが、これは今の中金の支所、出張所があるために遅れるといふことよりも、むしろ公庫あるいは特別會計がみずからの支所を持つていない以上、むしろ中金に、ある程度地方にプランチを持つてやるといふことの方が、迅速に行くのではないかと考へておられると思ふのであります。また地方によりましてはさういふ趣旨でもつて、中金の出張所等の新設を要望しておるという向きもあるようであります。しかし要するにたえらぬといふことは必ずしも根本的な措置ではないといふことも當然考へられると思ひます。さうなると、これは組合金融機構全体の問題になります。この点につきましても、これは御指摘のよう

に簡素あるいは迅速といつたような事務処理上の要點もございませうが、なおまた他方資金のコストあるいは信用力といつた面もあつて、それからまた単協あるいは信連でありますと、特

に単協においてそうなのであります。が、他の経済事業との関連ということもあり。それからまた普通の金融機関と違ひまして、地方的な金融の事情に應じなければならぬ。従つて地方的な金融上のある程度の自主性ということも関連を考へておきます。そういうことがいろいろと関連をいたして来ますので、ただ事務の簡素、迅速化あるいは資金コストの低下ということのみの観点から、系統金融機構の組織ないし事務所の廃止を簡単にするとすることは、なか／＼一挙に乗り切れない問題ではないか、かように考へております。

○足鹿委員 第二点として、公庫の運営上の問題について伺ひたい。今の質問に関連するのであります。長い間かかつてもなか／＼貸付の決定がなされない。それにはいろいろの事情があるでしょうが、しかしここに一つ線を引いて申請してから三箇月なら三箇月お決定を与えないという場合には、自動的に貸付するようにならなければならぬ。ただやたらに貸付を要求して、そうして一つ貸付を出せば、またその次のそれに関連する資料を出せ、また次の資料を出せということ、借りる者はとてもたいへんなので、一月なら一月、二月なら二月というふうにして、その期間を過ぎたものは無審査で通すようにすれば、能率も上つてびつたり行くと思うのです。これは別に急いで遅れるというふうには考えませんが、少くとも何かもう少し能率的なことを運営上考えられぬと、私は公庫をつつた目的は十分に達成できないと思う。そういう点が運営上

の非常に重点になると思うのです。それから公庫の収支の予想はどういう状態ですか。またその根拠となるところの財産の基礎は、一体どういう状態にお考えになつておるか。もし数字的にありましたら資料としていただいてもけっこうであります。

なお公庫の役員は、刑法上の場合には公務員としての取扱いを受けるということが第何条かにありますが、その他の場合に公庫の役員は法律上における地位はどういうことになり、その点をお伺ひしたい。

○江沢説明員 最初の方だけ私の方から御答弁させていただきます。地方金融をもう少し迅速にやれ、こういうふうな、現在の機構についてお話になつたものだろうと思ひますが、現在は私どもの方がじかに政府から委託を受けておりまして、私どもの方の支所がじかに貸し出すというふうになつております。しかしながら私どもとしては、組合の三段制というものの、特に信用を育成強化するという方にやはり力を用いたのであります。そこでこの六月ごろから信用とよく話し合ひをいたしまして、できる限りの信用の御協力を願うというラインを出しております。信用の方でよく調べていただければ、私どもの方はそうやかましい調べをせぬで済むようにだん／＼なつて行くと思ひます。こういうことになりまして迅速化ということもだん／＼達成されることになると思ひます。ただ根本的に申し上げますと、この農林金融と申しますのは——特に組合金融のラインで申し上げますが、ほかの金融と違ひまして、いわゆる指導金融あ

るいは育成金融という立場に立つ場合が非常に多いのであります。それではかの金融機関でありましたならば、これは貸出しの対象にはならぬといつて断つてしまふということがすぐできるわけでありまして、私どもの方はそうはできません。そういうふうにしていただければ貸して差上げます、こういうふうになさつたならばこの仕事は伸びて行くのではあるまいか、そういうふうな指導しつつ金融をするので、なか／＼むずかしい点があるのです。従つて金を貸す場合も、ほかの金融機関みたいに、これはいけませんと窓口ですぐ断るわけに行きません。そういう事情がございますことをよく御了承願ひまして、私どもの方もできるだけ事務の簡素化、迅速化ということには努めたいと思ひますので、御協力いただきたいと思います。

それから先ほどお話がありました申請して三箇月たつたらすぐ認可しろというところでございますが、これは三箇月いろ／＼審査をして、どうしてもできないというもののについては、むしろこれは取上げていただくという形ならば、処理は容易だろと思ひます。しかし、それでは指導金融あるいは育成金融の立場からどうかと思ひますので、ひとつできるだけの審査なり指導あるいは育成というふうな立場は、この中に取入れて考へて行きたいと思ひております。

○小倉政府委員 公庫の貸付事務についての運営の方針でございますが、この点につきましてはただいま江沢副理事長からお話があつたような点もござい思ひますが、ただ、特別会計としてた

だいま役所で処理いたしておる範囲におきましては、御指摘のように特別会計の所管局課、他の関係による所管局課との意見の交換につきましては御趣旨のよう期限を切りまして処置をいたしております。

それからもう一点、公庫になりました場合の収支の概況でございますが、これはまだ特別会計が公庫になつた場合の公庫の予算がきまりませんので、具体的な数字は申しかねるのであります。大体を申し上げますと、公庫が貸付をする場合の金利は、仕事によつていろいろ違つてゐることは御承知の通りでございますけれども、それを大体平均いたしまして六分ぐらいになるようにして行きたい、かように思つております。従つてそれが収入の源になるわけでありまして、他方支出の面といたしましては、一般会計の繰入れについては利子がいろいろございけれども、預金部資金等から借ります分についての利子でございますので、それを全体の資金について考へてみますと、大体資金の利子は三分ぐらいに当りはしないか。それから先ほどお話がありましたように、なか／＼他の取扱い金融機関への手数料として二分五厘程度を見込んだらよくはないか。それから公庫になりました場合の金利を五厘程度といたしまして、合計六分、かように収支の大体の根本を考へておる次第であります。

それから役員との関係は、御指摘のようによつて公務員とみなされるわけでありまして、そういう点以外は公務員という点ではないのであります。○足鹿委員 公庫等がたぐさんありますが、それと大体同一の身分になりますか。

それから特別会計は旧債の借りがえを認めていたが、公庫も同様であります。その点、受託金融機関に資金を交付した場合の利息、貸付までの交付金の運用状況はどういうふうになりますか。公庫から交付する手数料の率、金額、これは私あまりよくわかりませんが、古い法律に農林中央金庫特別融通及損失補償法というものがあつて

○小倉政府委員 国が鉄道あるいは専売公社というのとはまた若干違つておる方々と思ひます。と申しますのは、向うの方は公共企業体ということになつておりますので、若干違ふのではないかと思ひます。

○足鹿委員 そうすると、どういふことになるのですか。

○小倉政府委員 この点につきましては、国民金融公庫あるいは日本開発銀行とかあるいは輸出入銀行、あるいはところの役員と同じ傾向になろうと考へます。

○足鹿委員 そうしますと、第三に、今度の公庫の場合、当初においては農地担保金融が取上げられるといつたような話もさういふあたりから、その取扱いをおやめになつたのはどういふ理由でありますか。なお閣下でいろいろ問題になつたさうでありますが、自給飼料の対策として金融を行つて、サロ等の建設資金の融通の方途を講ぜられるようになるようでありまして、このことは、今後この種の畜産関係の中短期資金を公庫の融資対象として取上げて行くという方針と解釈してよろしいのでしょうか。私はあまり時間を費すことはさういふから、メモしておいて落ちのいように御答弁願ひたい。

それから特別会計は旧債の借りがえを認めていたが、公庫も同様であります。その点、受託金融機関に資金を交付した場合の利息、貸付までの交付金の運用状況はどういうふうになりますか。公庫から交付する手数料の率、金額、これは私あまりよくわかりませんが、古い法律に農林中央金庫特別融通及損失補償法というものがあつて

○小倉政府委員 国が鉄道あるいは専売公社というのとはまた若干違つておる方々と思ひます。と申しますのは、向うの方は公共企業体ということになつておりますので、若干違ふのではないかと思ひます。

○足鹿委員 そうすると、どういふことになるのですか。

○小倉政府委員 この点につきましては、国民金融公庫あるいは日本開発銀行とかあるいは輸出入銀行、あるいはところの役員と同じ傾向になろうと考へます。

すが、これをこの際改正をして、一定のわくのものについては損失補償の道をもつと開いて行く必要があると思うのですが、最近の金融事情なり経済情勢が衰微しておるので、その点についてどういうふうな当局はお考えになつておりますか。またこの一番最後の問題について江沢さんの御所見があらましたら承つておきたい。

○小倉政府委員 最初の農地金融でございますが、農地金融あるいは農地担保金融と申しましてもこれはいろいろございまして、御承知のように、それを担保として土地改良をやるというふうな生産的な面と、災害その他において生活資金に困つて農地を担保にして金を借りる、こういうふうな二つの面がございまして、農地担保金融をそのまゝこの中へ入れて申しますか、長期資金の中に入れていくことにしては相当問題があるかと思うのであります。生産金融の面につきましても、長期資金ならばこれは農地を担保とするということでもなくとも、この特別会計あるいは新しくできます公庫法といったようなものによります金融でございまして、災害その他の一時的な資金の需要に應じますものにつきましても、これは従来の自作農創設のための特別会計の担保でもつてやつて行く。従つて、あの資金を増加するというところでやつて行きたいというのが農林省といたしましての大体の見解であります。従いまして、農地担保金融ということでもつてこの公庫法案には入つていないのであります。

それから第二点のサイロあるいは堆肥告さらには家畜導入といったような中期資金と申しますか、そういう問題

でございますが、家畜は御承知のような特別の措置でやつて行くことに方針が大体きまつておるようでございまして、この中に入つておりません。それからサイロ、堆肥舎といったようなものにつきましても、農林省といたしましては補助政策で行きたい、金融では困りはないかと考えておるのであります。さしたりの問題といたしましては補助金というわけには参りませんので、やむを得ず本年度におきましてはこの資金から一億五千万円程度をの補正予算に予定をいたしておるのであります。恒久的な制度として家畜あるいは堆肥舎、サイロといったものを、長期資金ないし公庫などによつてまかなつて行く方針ではたいたところのないのであります。

な第四に、ちよいと伺いたい機会でございますので、短期営農資金の供給の問題について二、三お尋ねを申し上げたいと思ひます。農手制度の利用ができてから年数もたつて参りまして、逐年農家経済の困難を反映いたしまして、その額は年々増加する一方でありまして、そこでこの短期営農資金の問題であります。それが、実際の農家の実情を見ますと、農手で借りたものを生活資金にまわしてある場合が多いのです。でありますから現在のような金利をもう少し軽減される必要はないでしょうか。たとえば十月六日から一般市中銀行も貸付金の利率を一厘下げておりますし、もう少し短期営農資金の問題について考慮になる必要はないでしょうか。これは政府なり中金の方の御意見も承りたいのであります。たとえば私は鳥取県ですが、鳥取県の特産としての二十世紀といったものは、完全な自主統制をやつてゐる。このものを短

期営農資金の対象にして行く。そういう特殊なものについてももう少し範囲を広げて行くと同時に、先刻も問題にしました手続を簡素化して金利を引下げて行くというふうな点について、短期営農資金の供給なりその取扱について改善の要をお認めになつておりますかどうか。今申しましたのは一例にすぎませんが、ひとつ伺ひたいと思ひます。

○小倉政府委員 営農資金についてのお尋ねでございますが、御承知のようにあるいは御指摘のように、ただいまのところ農業手形制度によりまして、その必要性はほぼ満たしておるのではないかと申すのであります。もつとも営農資金とは言いながら、農家の実情からいたしまして生活資金と密接不可分の関係にあるもので、その点を考慮いたしまして、もちろん資金のわくも相当大きくなければなりませんし、あるいは金利も相当安くなければならぬこともお話の通りであります。現在御承知のように農業手形は二銭五厘になつておまして、一般の単協の貸出しの金利よりは相当程度低利になつておるのであります。従いまして現在のところ特に生活資金ということと融資をするといったようなことは、それは特別の事情でそういう事態が生じます。たとえば病氣あるいは災害があるとか、あるいは相続によつて農地を分割しなければならぬといったことにおける生活資金は、先ほど申しましたような自作農創設特別会計の資金を多くいたしまして需要をまかなつて行きたいという考え方をいたしておるのであります。

○足鹿委員 私は、生活資金に金を貸

現在営農資金の拡充の問題でございますが、御承知のようにタバコとか繭といったようなものにつきましては、農業手形に準ずるような形でやつております。なおこういう性質のもので、特に必要があり、また担保と申しますか、信用といったような、こういうものに準ずるものは、中金とも連絡

せということを言つておるのでない。現在の農手等の短期営農資金の農家に入つて来た後における実態というのは、生活資金に相当まわされておるのが実情である。そういう実情から考えて見て、もう少し金利等についてもお考えになる必要はありはせぬかということをお尋ねするので、生活資金を出せということを私は申し上げておるのじやないのです。その点誤解のないようにもう少し御答へ願ひたい。それから、今申し上げました特殊性のある地帯の実情を加味した営農資金の貸付対象の範囲拡大の問題については、御答へがなかつたようですが、その点をもう少しはつきりお伺ひしておきたい。

○小倉政府委員 農業手形の金利の引下げの問題であります。これは表として先ほどお配りしたかと思ひますが、現在のところ三百五十億余りになつておまして、そのうち日本銀行にまでお願いをいたしておるものが約半分くらいだと思つております。そういったしますとあと中金がまかなつておるという関係がございまして、中金がまかなつておる分につきましては、いわば逆ざやになつておるといつたような関係にありまして、現在のところこの金利を下げることはなかなかむずかしいのであります。

それから営農資金の拡充の問題でございますが、御承知のようにタバコとか繭といったようなものにつきましては、農業手形に準ずるような形でやつております。なおこういう性質のもので、特に必要があり、また担保と申しますか、信用といったような、こういうものに準ずるものは、中金とも連絡

七

いたしまして拡充することは十分考えられることだと思ふのであります。

○江沢説明員　今小倉局長のお話で大体尽きておると思います。農手制度ができました当時は、農村の金融が非常な逼迫しておりまして、中金自体も金繰りに非常に困つたというところで出発いたしました。その当時は農手割引をいたしますと、すぐそれを日本銀行に持ち込んで金融をつけるということでございました。従いまして私どもの方

で二銭で割引いたししても、日本銀行の方で一銭八厘で再割する、結局二厘のさやで取扱いをしたということ、今のように逆さやにはなつておらなかつたわけでありますが、最近の実情は、農薬手形の範圍が拡大されるに従ひまして、先ほど局長からお話がありましたように、利用者が非常にふえて、今年は二百五十億というようになつたわけであります。その後中金の資金繰りがゆつくりして参りましたために、半分以上は中金の自己資金で抱いてまかなうというようなことになりましたので、特別のことがない限り中金でペイする程度にはなか／＼行かない。これを数字的に申し上げます。

と、二銭の割引というのは年にして七分三厘であります。中金の資金のコストは全体をひくくるめまして安いものもあり高いものもあります。債券に至つては八分五厘以上に上つておりますが、全体で七分八厘くらいであります。ですから中金の自己資金でまかなつておる部分につきましては、年にして五厘を引いておるということであります。金額が大きいだけに中金の収支には相当マイナスの影響を与えておると思ひますが、しかしこれは農村関係

ものに非常に重要な金融機能を持つておるものでありますので、私どもの方としてはそれはやむを得ないということである。現在やつておるのであります。ほかのことは金融機関はたとえば利下げをいたしたとしても、これはもう皆さん御存じのことだと存じますが、預金で歩積みというようなことをやつておりまして、二割、三割、はなはだしいのは五割、あるいは全額預金に一旦入れさせて、また貸すというようなことをやります。

従つて市中の金利というものは外に現  
われておるほど安くないのであります。  
現に農村関係で私ども借入金の内  
訳を調べたことがあります、この農  
業手形その他系統関係で借りておる分  
が非常に安いのであります。二銭五厘  
といつておりますが、その他の分も二  
銭七厘、二銭八厘ということでござい  
まして、非常に安いのであります。そ  
の他の金融機関から借りておる分につ  
いては、三銭、四銭、五銭というよう  
な高い金利を払つて農家は借りておる  
という実情でありまして、農業手形は  
現在においても非常に安い金利で出て  
おるということを實際御認識いただけ  
れば幸いだと思います。

○足庵委員　第五にお伺いしたいのでありますが、全般を通じての農業金融の疎通対策と申しますか、その点で農協金融の面をお伺いしておきたいと思っています。農協の再建整備とからんでの問題であります。単協、信連、中金というようなものから借り入れております資金で、一年以上固定しておりますものが相当多額に上つておるということを聞いておりますが、こういうような関係上、この赤字の組合の増資ということは、実際問題として現在再建

整備で政府がおやりになつておる程度では焼け石に水で、なかなか困難です。そこで問題になりますのは、何とかこれに対して、もう少し歩を進めた対策を講ぜられないと、特に農業金金の融の全般的な疏通がうまく行かないという点が心配されるのです。当局もよくお気づきのことだらうと思います。が、たとえばそれに対する対策として金融債を発行させて、国の利子補給、損失、補償等の措置をもつと積極的に

講じて行くとか、そういうようなことを当面の対策としてお考えにならないでしようか。その必要をお認めにならないでしようか。また根本的、抜本的な対策として考えてみた場合に、何か農協金融の基金制度というようなものをつくつて、そうしてそれが抜本的な農業金融の疏通対策であり、あわせて農協の強化育成にも資するということが私は必要だと思うのです。今の農協再建整備の建前では、これらもう実情にマッチしておりません。従つて、先刻もお話がありましたように、百三十億程度のものを下から突き上げて、毎日々々陳情が絶えない。これに対しては何か全般的な農業金融の疏通

対策として、当面の対策と、そして根本的な対策をお考えにならないと、これはなかなか解決しない問題だと思えます。その点、大臣が政務次官にお尋ねすればいいのですが、事務当局としての小倉さんの御意見はどうでしょうか。またこれに対して中金の方で御意見がありましたら承つておきたいと思えます。

○小倉政府委員　中金ないし信連の連合会と単協に對しまする貸出しにおいて、相当固定化しておるといふ実情に

つきましての対策でございますが、この点はやはり何と申しましても協同組合の根本精神にのっとりまして、組合が自主的に再建整備をはかることが根底でなくてはならぬというふうに私は考えております。もつともそう申しまして、協同組合という制度が、いろ／＼国の食糧増産なり集荷なりといったようなことについて相当な役割を果しておりますし、また組合制度自体も健全に発達することが望ましいこ

とでありますので、御承知のように再建整備法によりまして相当の助成金あるいは奨励金を支出して、現在その制度が進行中なのであります。再建整備法が生れましてからまだ一年あまりしかたちませんので、その成果を現在ただちにとやかく言うことはできませんけれども、このしばらくの間の実情を見ておりまして、相当の成果が上つていのように認められるのであります。従いまして、私もさしあたりの問題といたしましては、この再建整備法による再建整備ということを最重点に考えてやつて行きたい、かように考えておるのであります。もつとも、この再建整備の進行状況いかにによりま

して、あるいはその他のいろいろな経済事情の変動、たとえば米の統制の撤廃といったようなことが将来もあり得るとするならば、これがまた組合金融にも相当の影響を与えますので、そういう事態にも対処をいたしまして、先ほどお話のような信用金融制度といったようなことも考えられましたように、あるいは組合金融全体につきましての態勢の整備ということも考えなくてはならぬと存じておりますので、そういうことについての事務的な研究は

進めておりますが、さしあたりの信連の固定貨しにつきまして政府が特段の措置を講ずるのは、事務的に申しましてなか／＼むずかしい問題がありはしないか、私はかように存じております。その問題に対して政府がなすべきことについてい／＼研究いたしておりますが、早急に対策を立てて実行するのは、なか／＼実現がむずかしいように考えておるのであります。

○足慶委員　その答弁では私は満足い

たしませんでした。当局にしてもおわかりでしょう、もう連日のごとく全国で大会を開き、実行委員会を持ち、ほとんど陳情攻めです。かくのごときことはゼスチュアなんかでできることではありません。実際にどうにもならないから、こういう運動が出て来ており、政府の措置としてはどうにもならない限界が来ておるといふ証拠です。これなんかは小倉さんにそれ以上お尋ね申し上げることはどうかと思いますので、次の機会に農林大臣なり政務次官に政府としての決意を伺いたいと思つて、この点は保留しておきますが、もうこれは検討の時代じやないのです。十分な対策がとれないならば、当面何らかの対

策を立てなければだめですよ。こういう状態で、口に農協の育成強化などと言っておつても、それはだめです。農協はだん／＼弱まつて行く。そのことは、ひいては金融面から見ますならば、農業金融に非常な支障となつて現われて参りますので、拙速でもかまわぬから、ひとつ当面の対策というものを立て願うように、小倉さんの方で特に御努力をお願いしたいと思ひます。

最後に中金にお尋ねを申し上げて私の質問を終わりたいと思いますが、私も中金の民主化という言葉をよく聞くのですが、中金の民主化ということをお金としてはどういうふうな理解しておいでになりますか。よくそういう言葉は資料によっても見ますし、意見としても聞くのでありますが、中金の民主化ということとは、そうだとすれば現在非民主的であるということになるのか、それはただ単なる中金の運営上における改善を言っているのか、私もさつくばらんにお尋ね申し上げたので、中金当局としてのこの問題に対する真摯な御見解をこの機会に承つておきたいと思ひます。その問題がいろいろな点に派生して来るのです。ですからその点についてどういふふうに自己批判をされ、もしそういうふうな点に思ひ当る節があるならば、どういふ具体的な措置をお考えになつておるか承りたいのであります。

それから、これは小さいことでございますが、今度この公庫ができて支所、出張所は置かないという政府の方針のようでありながら、また運営上もおそらくそうなるでしょう。そこで最近の中金の出先の状態はどうでありますか。だん／＼地元から突き上つて来るので相当支所がふえておる実情のようには私は承知しておりますが、これは簡素化の一つの方途として、支所を各県別にお置きになるような御構想ですか。ただやがて言つて来るところだけを押し上げられておつくりになるのであります。これは今後の公庫の運用上非常に重大な問題だと思ひます。運用上非常に重大な問題だと思ひます。運用上非常に重大な問題だと思ひます。

また政府の大きな出資を仰いでおる、また政府の大きな金を抱いておるといふような観点からいたしまして、純然たる民間の機関ということでは、純然たる民間の機関という中で、役員は政府任命ということに現在なつております。しかしながら民主化といふのは、そういう政府の任命であるかどうかということにあるのではなくて、本、支所がすべて一体になりまして、組合金融の助成あるいは農山漁村の育成といふことのためにほんとうに一体になつて、気持よくやるということが本質だろう、こういうふうな思ひです。従いましていろいろ出先の方で、各方面から、仕事かふえるに従ひまして手が足りない、従つて取扱ひもおそまつになるというふうなことで批判を受けておる面も、私もよく聞いております。これは何とかしなければいかぬというので、この八月、やや仕事の手のすいたときを見はからいまして、われ／＼役員、資格は理事長の代理といふことで全支所をまわりまして、私どもの考えておるところをよく聞かせて、この徹底をするように努力したわけでありまして。なお今後におきましても、そういう方法によりまして、中央と地方とほんとうに一体になつて、気持よく皆さんの御希望に沿ふように努力して行きたい、こういうふうな思ひをしております。

で、ほかの委員会とかみ合せ上、約束は守る方がいいと思ひますので、私の質問が残つておりますけれども、時間かすれておりますから次の機会まで保留させていただきます。ただここに二、三、次の連合審査会に対して重要な部門でありますことについて、お聞きしておきたいと思ひます。

小倉さんの先ほどの御答弁によりまして、井上君の質問に対しては足腰君の質問に対しては、この公庫といふものは末端、出先と重複するように支所その他を延ばして行かないのだ、こういうお話でございますが、そうするとこの法律の案にありまして、その第三の、第三条の「公庫は、主たる事務所を東京都に置く」として「公庫は、主務大臣の認可を受けて、必要地に従たる事務所を置く」といふことは、いかにぬことになつておると思ひます。御答弁ではそういう方針は持つておらぬといつても、法律にはここに従たる事務所を置くといふ、大体いふ／＼な機関といふものは、常に法律を通ずるときにはきつめて簡素なものであつて能率化する、というけれども、実際問題となると、こういうものをだん／＼置いて来る。そしてそれはその地方の要望が強くつたために、親切のために置くといふことで、膨大な機構になつて行くのであります。そうすると、これは最初から削つてかかつたらどうかと思ひますが、その点御意見はいかがでございますか。

○小倉政府委員 御質問の趣旨もつともだと思ひます。私どもの行政的な方針としては、従たる事務所、出張所といふふうなものを全国的に網羅して、公庫が全面的に従来の受託金融機関にかわつて仕事をすると、これは避けたい、こういうふうな思ひをしておりますので先ほど申し上げたのであります。法律では、なるほど従たる事務所を置くことができるということになつておりますが、これは特別な必要があるような場合を考へて、こういうような法律の規定になつておるのでございまして、特にこれによりまして、近い将来に全国的に支店、出張所といふものを設置することについては、私どもは考へておりません。特別な必要によつてどこか一箇所あるいは二箇所、出張所あるいは従たる事務所といふものを置く必要がある得るだらうといふことの考慮の結果、この第三条の二項が入つておるようになつておるものであります。

○金子委員 当分そういうふうな計画はない、しかしその要望その他必要によつて将来できるかもしれないといふことでありまして、これは法律としては削つておく、そして法律といふものは改正ができるのでありますから、その必要が認められたときに再び出せばよろしいという見解を私は持つております。この問題は後ほど討論採決等においてあるいは修正案を出すかもしれないが、そういうことにしてこれで一応黙つておきます。なぜそういうことを足腰委員も申し上げたし、私も申し上げたかといふと、さうぞん／＼の質問にもあつたように、農林金融といふと、系統組合金融といふものは一段と一段と行きますけれども、実際の運用から行きますと、町村単位組合から始まりまして県の連合会が一段となつております。しかし実際に多くの県の事情を見ますと、郡に出張所を持つておられて、

○金子委員 午後一時から審査会をすることを公報にも出しておりますので、

○金子委員 午後一時から審査会をすることを公報にも出しておりますので、

○金子委員 午後一時から審査会をすることを公報にも出しておりますので、

○金子委員 午後一時から審査会をすることを公報にも出しておりますので、

○金子委員 午後一時から審査会をすることを公報にも出しておりますので、

実質的には二段である。もうそこで三段、中金の出張所で四段、それから中金で五段、その上にこれが乗つかるのでありまして、それが全部この業務をやるとは言いませんけれども、こういうような關係上、實際には非常にコストが高くなつてゐる。たとえば中金なら中金の一つの出張所の陣容を持ちましても、なるほど指導的立場にある特別な金融ではあるけれども、最後にはコストが高いというのが一番經濟に轉くのでありますから、そういう場合にそのコストを見ましても、一つの県の中金の出張所が扱う金額なり件数というものは、ほかの金融機関に比べれば非常に少い、しかも組合の金融の場合、末端の単位機関で一職員が扱うところの金額は少いけれども、その件数というものは非常に多い。こういうふうな農林金融全体を見ての一つの機構というものを、この際どうしても考えなければいかぬ。その際にこの法案が出て参りましたから、この法案そのものの考え方は一応わかるのであります。が、そういう点に対してこの法案を通過させ、この金庫をつくる機会に、根本的な問題まで一応は考へて、そして中金の方々にも、あるいは農林省当局の方々にも、この際一度見返つてもらふ。そして次に、どうしたら高効率な農林金融——コストの安いまた簡素化したものができるか。またそうするためには、昔の産業組合みたいにある程度まで連帯保証制度というものを強めることは、これは確かに簡素化の一つの大きな方法であります。しかし一面から言つて民主化されないと何かとかいう点について来ますが、そういう点についてこの機会に、相当強くわ

れわれとして掘り下げて考える必要があると思ふのであります。従つてこの法案と、この法案が生れた後に来る、また現在悩みつつある問題を、この際相当掘り下げて御研究願う方がいと私は信じておりますので、それらの質問は連合審査会が終つてからに保留させていただきます。一応連合審査会に入つていただきますと思います。

○青木委員長代理 これにて暫時休憩いたします。午後は、先の大蔵委員会との連合審査会を開きたいと思ひますから、御了承を願ひたいと思ひます。

午後零時三十九分休憩

〔休憩後は再開に至らなかつた〕

〔参 照〕

去る十三日農林委員長において、次の通り小委員を指名した。

林業に関する小委員

|        |        |
|--------|--------|
| 秋山 利泰君 | 大島 秀一君 |
| 高見 三郎君 | 野原 正勝君 |
| 松野 頼三君 | 中村 寅太君 |
| 平川 篤雄君 | 川俣 清吉君 |
| 芳賀 貢君  | 中村 英男君 |

同日農林委員長において、次の通り小委員長を指名した。

林業に関する小委員長 松野 頼三君